

## 第 19 号

令和 6 年 3 月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

い みず  
射水市  
農業委員会だより



## ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 堀 正

射水市農業委員会だより第19号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

まずは、令和6年能登半島地震において被災されました方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご復旧をお祈りいたします。

また、日頃から農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に本市農業委員会は改選を迎え、市長から任命された25名が3年間の任期をスタートさせました。また、改選後の組織総会において、委員各位のご推挙により引き続き会長に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。

昨年は、燃油・原材料の価格高騰による経済情勢の不安定さに加え、夏場の大雨や記録的な猛暑により米を始めとした農作物の生産に多大なる影響を及ぼした一年でした。こうした中、本市におきましては、一定の作柄を確保することができ、一等米比率は県下トップクラスでありました。

本市農業委員会としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地対策等の課題に対して、地域農業の発展のため、皆様のご期待に応えられるよう尽力していく所存でございます。

加えて、今年は、農業の将来設計図である地域計画の策定に向けて各地域において協議の場を設け、地域農業の将来の在り方について話し合っていきたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 目 次

- 1 P 会長あいさつ
- 2 P 農業委員会活動報告
- 3 P 農業委員会委員及び担当地区
- 4 P 「地域計画策定検討会」が始まりました
- 5 P 農業委員会からのお知らせ①
- 6 P 農業委員会からのお知らせ②
- 7 P 農業者年金で安心して豊かな老後を！
- 8 P 農地参考賃借料について 農作業標準料金・賃金について

# 農業委員会活動報告

## 富山県農業委員会研修大会

令和5年11月16日(木)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300名が参加しました。

大会では、東京農業大学国際食料情報学部食料環境経済学部教授の堀部 篤 氏から「有意義な地域計画の策定に向けてー農業委員・推進委員への期待ー」と題して、地域計画の策定の進め方や農地の有効利用に向けた活動について説明がありました。

また、農地利用の最適化活動を通じて、持続可能な農村社会の形成を目指すための取組について申し合わせ決議を採択し、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動」を推進していくことになりました。



## 辞令交付式

令和5年12月18日(月)

射水市農業委員会は12月17日に任期満了を迎え、市議会11月臨時会での同意を得た25名が農業委員に任命されました。

辞令交付式に引き続き組織総会が開催され、会長は堀 正(水戸田)、会長職務代理者は明石 茂(作道)が任命されました。

委員の任期は令和8年12月17日までの3年間です。



# 農業委員会委員及び担当地区 — 農地に関する相談は農業委員に!

会長 堀 正 会長職務代理者 明石 茂 任期：令和8年12月17日まで



高原 和重

松木・朴木・川口・新湊



松井 正

片口・七美



田邊 秀男

本江・海老江・堀岡



明石 茂

作道・野村・布目・高木・殿村



高橋 彰

津幡江・久々湊・沖・今井・鏡宮

## 《新湊地区》



木下 栄作

三ヶ(小杉駅北側)



長谷川 達夫

青井谷・宿屋・野手・浄土寺・上野・平野



北田 幹夫

池多・山本・山本新・小杉北野・椎土・土代



末永 久義

戸破・手崎

## 《小杉地区》



白山 一男

沖塚原・寺塚原・坂東



齊田 博美

塚越・中老田・中老田新



土佐 好廣

黒河・黒河新



坂井 吉三郎

大江・西高木・稲積・小杉白石・鷺塚



山崎 善夫

橋下条・一条・太閤山・日宮



川腰 康子

三ヶ(小杉駅南側)



堀 正

水戸田・関口・市井・若林・生源寺・竹鼻・藤巻



山本 康雄

榎田(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町)



長谷 吉宗

榎田(牧田・布目沢・円池)



炭谷 一三

榎田(本村・西村・小泉)



高越 博

二口・棚田・あおば台・安吉・下若・大門・大門本江・中村・枇杷首・本田

## 《大門地区》



島倉 忠悦

加茂・下村三箇・山屋・八島・野寺・利波



樋上 豊

白石・倉垣小杉・摺出寺・八講

## 《下地区》



瀧田 秀成

小島・中野・若杉・北野・大島北野



林 康弘

今開発・本開発・新開発・赤井・鳥取・南高木・北高木・小林・八塚



表 隆夫

浅井・下条・広上・上条・土合・島・堀内

## 《大島地区》



農業収入の減収から農家を守ります

**NOSAIとやま**

富山県農業共済組合

- 本所  
富山市安養寺340番地1  
電話：076-461-5333
- 高岡地域農業共済センター  
高岡市北島325-2  
電話：0766-28-0200

**Kubota**

株式会社北陸近畿クボタ

射水営業所 30-3937

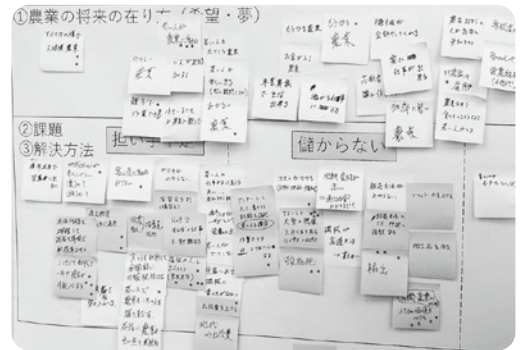
## 「地域計画策定検討会」が始まりました

令和6年3月2日(土)、櫛田地区を皮切りに、地域計画策定に向けた「地域計画策定検討会」がスタートしました。「地域計画」とは、地域の皆さんの話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域農業の将来のあり方等をまとめた従来の「人・農地プラン」に、農地の効率的かつ総合的な利用を示した「目標地図」を加えたもので、令和7年3月末までに作成することが義務付けられています。



検討会には、地区の生産組合長、営農組織の代表、認定農業者等が集まり、将来の地域農業や農地利用について話し合いを行いました。参加者からは、「儲かる農業にしたい」、「若い人や女性ももっと参加してほしい」、「作業の効率化のためにほ場整備が必要」、「楽しく農業を続けたい」、「農機具や人件費が高くなっている」、「SNS等を利用して射水市で作られる農産物をもっとPRした方がよいのではないか」等の課題や意見が出されました。今回出された意見は、「地域計画」と「目標地図」の素案作成に反映させてまいります。

今後も市内各地区ごとに、順次この地域計画策定検討会を開催していきますので、皆様のご協力をお願いいたします。



農地の転用手続きや相続等でお困りの方は ご相談ください。  
毎月第2・4金曜日には  
無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。  
**富山県行政書士会射水支部**  
0766-54-5341  
(受付担当：仙波)

**大型特殊自動車免許が取得できます！**

農耕トラクターに農作業機を装着すると、  
大型特殊自動車免許が必要になる場合があります。

富山県公安委員会指定

**富山県第一自動車学校**

〒939-0274 富山県射水市小島715番地  
(大島分庁舎南側)

TEL 0766-52-0722 FAX 0766-52-5461

## 農業委員会からのお知らせ

### 毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

#### 遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ② 周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

#### 農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守をお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 毎月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

#### 無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

お問合せ先 射水市農業委員会事務局（TEL 0766-51-6685）

## 未相続の農地はありませんか？

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日（4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

【相続登記申請の義務化の主な留意点】

- 義務化の対象者 相続等により不動産を取得した相続人（施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます）
- 申請義務の履行期間 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（義務の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）
- 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合 10万円以下の過料

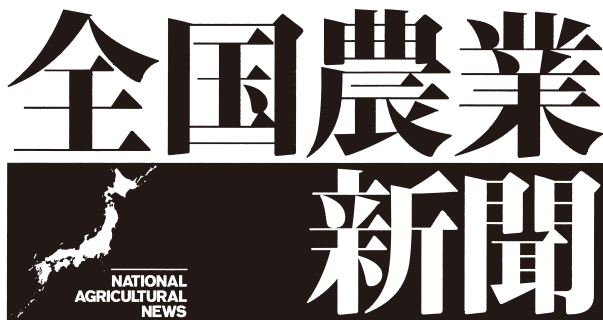
※詳しくは法務局にご確認ください。

相続登記の手続をしないまま時間がたつと、相続権のある人が増え、登記の手続に時間も費用もかさんでしまいます。また、農地が未相続のままになってしまうと、誰の農地かわからなくなったり、売買や賃借の手続が進まず、遊休農地となってしまう可能性もあります。早めに法務局での相続登記を行いましょう。相続登記の一連の手続は司法書士などの専門家に依頼することもできます。

また、法務局で相続登記を行った後は、農地のある農業委員会にも相続の届出をお願いします。農業委員会への所有権移転届出の様式は、射水市のホームページからダウンロードすることもできます。

### 農業者年金を受給されている方へ 受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年確認するためのものです。5月末ごろに農業者年金基金から用紙が送付されますので、必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会（大島分庁舎1階）へ忘れずに提出してください。なお、提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。



週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円（消費税込）

- 農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実しています。

購読の申込みは農業委員会事務局まで

発行所 全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働基準協会ビル2F  
電話 03-6910-1130

# 農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上  
農業に従事

国民年金第1号  
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

60歳未満

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の  
国民年金の任意加入者も加入できます。

## 農業者年金ってなに？

農業者の年金はサラリーマンと違い、公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

サラリーマンの年金  
(厚生年金)

報酬比例部分(老齢厚生年金)

国民年金(老齢基礎年金)

2階立て

農業者の年金  
(国民年金のみ)

国民年金(老齢基礎年金)

1階立て

## 農業者年金のポイント

### 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント  
1

- ・ 少子高齢化時代に強い、積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・ 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で変更できます。
- ・ 80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金があります。

ポイント  
2

### 一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助

- ・ 認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。

ポイント  
3

### 保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果！

- ・ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ・ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

## ◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すこととしております。

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

### 令和6年産分農地参考賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)	
田	1	560kg	6,600円	6,100円
	2	550kg	5,600円	5,200円
	3	540kg	5,100円	4,700円
	4	530kg	4,500円	4,200円
	5	520kg	3,600円	3,300円
	6	510kg	2,500円	2,300円

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

## ◎ 農作業標準料金・賃金について



### 令和6年分～令和8年分の農作業標準料金・賃金

区分		金額	備考
賃金	一般作業	8,880円/1日	
	オペレータ作業	1,590円/1時間	
水稻	トラクター	16,200円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	9,400円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	27,400円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	17,400円/10a	耕起、溝切り、播種
	コンバイン	23,500円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター	15,800円/10a	耕起、砕土、播種
	コンバイン	24,400円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金に消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上で設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、令和6年分から令和8年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

### JAいみず野

#### 【農業機械のことなら】

小杉農機センター TEL55-1765  
 いみず野農機センター TEL52-0455  
 新湊農機センター TEL82-8530

#### 【自動車のことなら】

JAカーズ! TEL55-2527  
 (JAいみず野小杉支店 東隣)

### JAいみず野

## 村の駅・農産物直売所

菜っちゃん太閤山店・新湊店  
 新鮮!旬!がいっぱい!!  
 毎週土曜日フェア開催

(お問合せは)

太閤山店 TEL0766-56-1852  
 新湊店 TEL0766-84-8818  
 年中無休(年末年始除く)